

境界杭設置及び図面修正業務積算基準 新旧対照表(抜粋)

黒字下線部分：今回改正箇所

新	旧
<p>第4. 調査基準価格の決定方法 予算決算及び会計令第85号に基づく調査基準価格の110分の100の額については、以下のとおりとする。</p> $K = (a + b \times \underline{5.0} / 10) / A$ <p>調査基準価格の110分の100の額 = 基準単価 × K a：予定業務を全て実施した場合の直接測量費 b：予定業務を全て実施した場合の諸経費 A：予定業務を全て実施した場合の業務価格（税抜）</p> <p>なお、Kは端数処理を行わない。また、Kが0.82を超える場合は0.82とし、0.6に満たない場合は0.6とする。また、調査基準価格の110分の100の額は、円未満端数切り捨てとする。</p>	<p>第4. 調査基準価格の決定方法 予算決算及び会計令第85号に基づく調査基準価格の110分の100の額については、以下のとおりとする。</p> $K = (a + b \times \underline{4.8} / 10) / A$ <p>調査基準価格の110分の100の額 = 基準単価 × K a：予定業務を全て実施した場合の直接測量費 b：予定業務を全て実施した場合の諸経費 A：予定業務を全て実施した場合の業務価格（税抜）</p> <p>なお、Kは端数処理を行わない。また、Kが0.82を超える場合は0.82とし、0.6に満たない場合は0.6とする。また、調査基準価格の110分の100の額は、円未満端数切り捨てとする。</p>